

## 3～5歳児の保護者の皆様へ 利用料無償化についてのお知らせ

令和元年10月より、保育園・幼稚園・認定こども園等の保育サービスを利用する3歳から5歳児クラスまでのすべての子どもたちと住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもたちの利用料が、無償化の対象となります。

### 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用の方

幼稚園、保育所、認定こども園に加え、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象となります。

- ◎ 幼稚園・保育所・認定こども園等を利用している方の**手続きは不要**です。
- ◎ 末吉中央幼稚園を利用している保護者の方は申請が必要です。  
施設を通じ申請書を配布しますので、必要事項を記入の上、施設に提出してください。
- ◎ 3歳から5歳の全ての子どもたちの利用料は**全額無償**になります。

※ 末吉中央幼稚園の利用料については、月額25,700円を上限として無償化されます。

※ 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外になります。

※ こども園で1号（幼稚園部分）を利用されている方は幼稚園分（4時間程度）については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化されます。

### 認可外保育施設等を利用の方

認可外保育施設等とは、一般的な認可外保育施設、地方自治体独自の認証保育施設、ベビーホテル、ベビーシッター、認可外の事業所内保育等を指します。このほか、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業、病児保育事業およびファミリー・サポート・センター事業が対象になります。

- ◎ 「**保育の必要性の認定事由に該当する**」場合は**無償化の対象**になります。
  - ▶ **市内**の認可外保育所（幼児学園等）を利用されている方  
施設を通じ申請書を配布しますので、該当する場合は施設を通じて申請書を提出してください。
  - ▶ **市外**の認可外保育所等を利用されている方  
市役所担当窓口にて申請書を配布しますので、該当する場合は申請書をご提出ください。
- ◎ **認定事由に該当する3歳から5歳の子どもたちの利用料は月額37,000円を上限として無償**になります。

※ 実費として徴収されている費用（通園送迎費、食材料費、行事費など）は、無償化の対象外になります。

※ 0歳から2歳児の子どもたちの利用料については、保育の必要性の認定事由に該当し、かつ、住民税非課税世帯を対象として月額42,000円を上限として無償化されます。

## 幼稚園・認定こども園等の預かり保育を利用の方

- ◎「保育の必要性の認定事由に該当する」場合は**無償化の対象**になります。
- ◎市内・市外を問わず幼稚園、認定こども園等の預かり保育を利用している方は**申請が必要です**。  
施設を通じ申請書を配布しますので該当する場合は施設を通して申請書を提出してください。
- ◎預かり保育の利用料は**利用日数に応じて月 11,300 円を上限として無償**になります。

### 保護者が保育の必要性が認定されるには… 次の1～10のいずれか1つに該当する必要があります

1. 就労している（月 12 日以上かつ 1 日 4 時間以上）
2. 出産前後（出産前 8 週間・後 8 週間）
3. 生まれた子の育児休業中（出産後 1 年以内に復職予定の場合）
4. 病気等（保護者が疾病等の理由で加療や安静を必要とする場合）
5. 病人の看護・介護等（同居家族を常に介護等をしている場合）
6. 求職中（許可期間は概ね 2 カ月間を対象とする）
7. 保護者が学校に在学中
8. 不在（死亡・離別・未婚・行方不明・拘禁）
9. 災害等による家屋の損傷等の復旧に当たっている場合
10. その他（虐待・DV 等）

※ 事由には更に詳細な条件がついているものもあります。  
詳しくは市役所担当窓口までお問い合わせください。

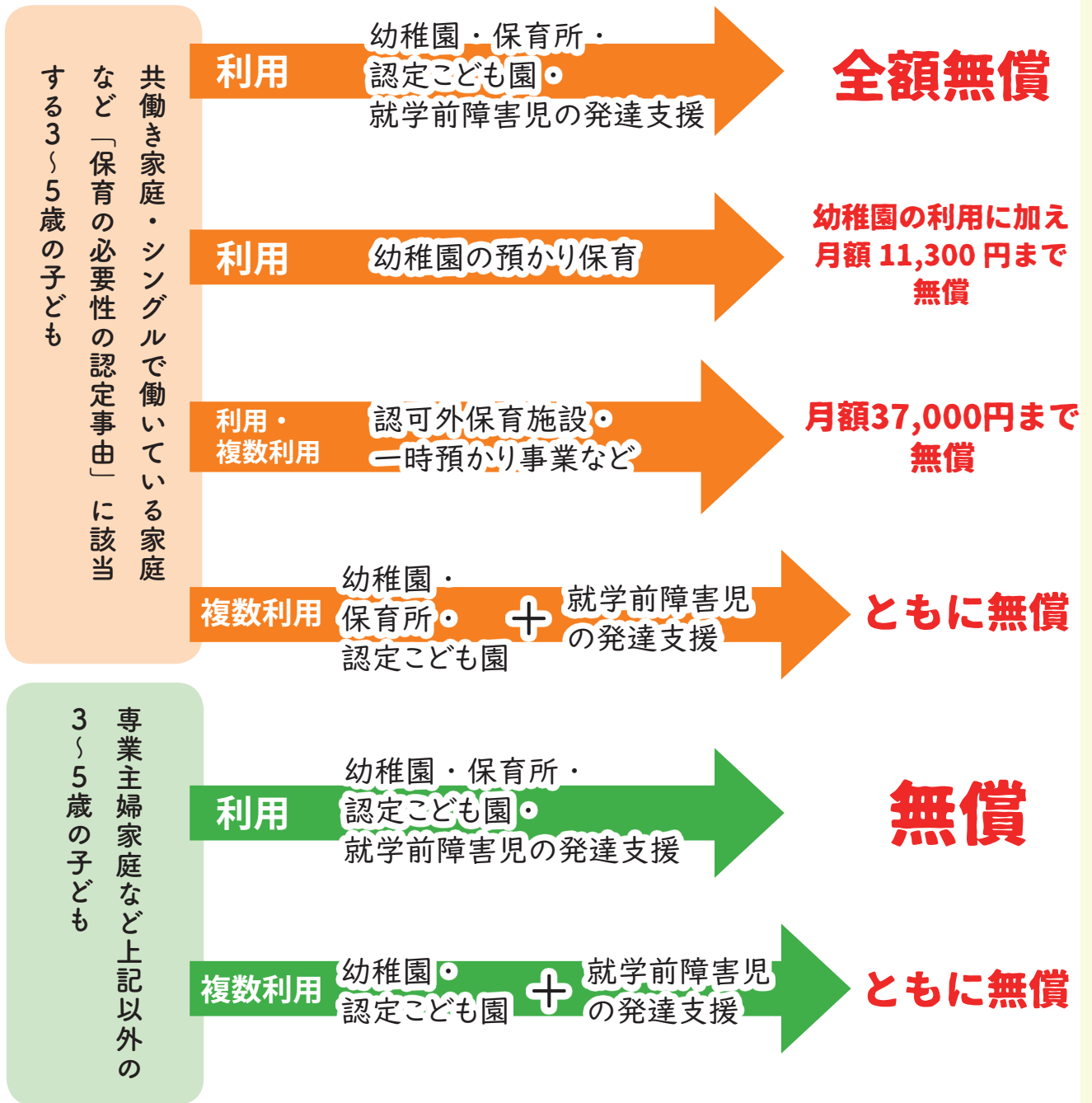
## 幼児教育・保育無償化対象イメージ

◎…全額無償 ○…月額上限あり  
×…無償化対象外

	保育所等	幼稚園・認定子ども園 (1号)		末吉中央幼稚園		認可外 保育施設
		教育部分	預かり保育	教育部分	預かり保育	
3～5歳児クラス	◎	◎	○※ 上限 11,300 円	○※ 上限 25,700 円	○※ 上限 11,300 円	○※ 上限 37,000 円
市民税課税世帯の 満3歳児（3歳になった日 から最初の3月31日まで にある子ども）	×	◎	×	○※ 上限 25,700 円	×	
市民税非課税世帯の 満3歳児（3歳になった日 から最初の3月31日まで にある子ども）	×	◎	○※ 上限 16,300 円	○※ 上限 25,700 円	○※ 上限 16,300 円	
市民税非課税世帯の 0～2歳児	◎					○※ 上限 42,000 円

※の箇所は「保育の必要性の認定」を受ける必要があります

# 幼児教育・保育無償化の 対象となる主な例



※ 住民税非課税世帯については、0歳から2歳までについても上記と同様の考え方により無償化の対象となります。 ※認可外保育施設の場合は月額42,000円まで無償

※ 末吉中央幼稚園は月額25,700円まで無償

(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、お住まいの市町村から「保育の必要性の認定（2号認定）」を受けることが必要です。

(注2) 認可外保育施設については都道府県等に届出を行い、国が定める基準を満たすことが必要です。ただし、基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする5年間の猶予期間があります。

(注3) 例に記載はありませんが、地域型保育も対象になります。また企業主導型保育事業（標準的な利用料）も対象となります。

# 10月からの 副食費に ついて

## ！副食費の取り扱いが 変わります。

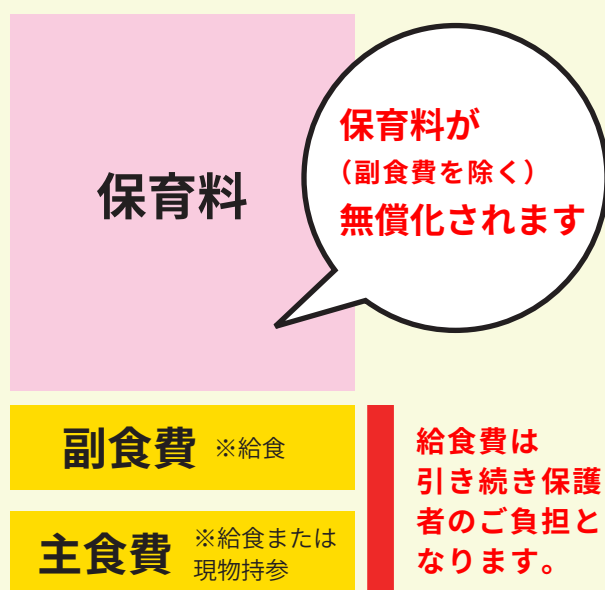
保育所の給食の材料にかかる費用（給食費）については、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用です。このため、保育所などを利用する保護者も、自ら自宅で子育てを行う保護者と同様にその費用を負担することが原則となります。そのため、**無償化後も引き続き、保護者の皆様のご負担**となります。

なお今後の**副食費は利用している保育所にお支払いいただく**という形に変わりますので  
よろしくお願ひします。

### 【これまで】



### 【無償化後 (2019年10月以降)】



## 副食費の免除について

10月から幼稚園、保育所、認定こども園等を利用している方のうち、年収360万未満相当世帯の子どもおよび第3子に該当する方は副食費が免除になります。

この免除について**保護者の方の申請等は不要**です。

※免除対象になる方には施設を通じて「副食費徴収免除のお知らせ」を配布します。

※認可外保育施設を利用している方は免除の対象外です。